埼玉県庁舎広告掲出基準

埼玉県庁舎広告掲出要綱第5条に定める基準は、次のとおりとする。

1 業種又は事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲出しない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当するもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有するもの 及びその者を使用しているもの
- (4) 埼玉県の指名停止措置を受けているもの
- (5) 消費者金融に係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの(ただし、公営又は宝くじに関するものを除く)
- (7) その他埼玉県が適当でないと認めるもの

2 広告内容

次の各号のいずれかに該当する内容の広告は掲出しない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はこれに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 誇大、誤認又は虚偽のおそれのあるもの
- (5) 人権の侵害につながるおそれのあるもの
- (6) たばこに係るもの
- (7) 埼玉県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 広告主の名称、連絡先が明示されていないなど責任の所在が不明確なもの
- (9) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝広告
- (10) 比較広告及び懸賞広告
- (11) その他掲出する広告として適当でないと埼玉県が認めるもの
- ※ なお、掲出時には上記1及び2の各号に該当しなかった場合でも、状況の変化等により、引き続き掲出することが適切ではないと県が判断した場合には、掲出の中止を指示する場合がある。